

博物館概論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 博物館の定義については、博物館法第二条に以下のように規定している。下の文章の()の中に最も適切な語句を入れて文章を完成させなさい。(同じ番号のところには、同じ語句が入る。)(各4点)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、(①), レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する(①)をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館を除く。)のうち、(②), (③)若しくは(④), (⑤)又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

- 2 この法律において、「公立博物館」とは、(②)の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、(③)若しくは(④), (⑤)又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

2. 「文化財保護法」では、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者が、展覧会や催事において重要文化財を展示しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないとされている。ただし、国の機関や地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設で展示を行う場合は、展示終了の翌日から20日以内に文化庁長官に報告すればよい。この「あらかじめ文化庁長官に承認を受けた博物館その他の施設」というのが「公開承認施設」と呼ばれるものである。

この公開承認施設の承認の基準として、下の文章の()の①～⑤の中に□の中から適切な語句を選んで文章を完成させなさい。(各4点)

- ・ 重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。
- ・ 重要文化財の（ ① ）について専門的知識または識見を有する施設の長が置かれていること。
- ・ （ ② ）の資格を有する者で、文化財の取り扱いに習熟している専任の者が2名以上置かれていること。
- ・ 建物が（ ③ ）であること。
- ・ 承認の申請前（ ④ ）間に、重要文化財の公開を適切に（ ⑤ ）以上行った実績があること。

社会教育主事	5回	3年	耐火耐震構造	5年	文化財主事	耐水構造	2回
調査及び研究	3回	免震構造	7年	公開及び展示	学芸員	保存及び活用	

3. 1945年～1980年代までにおける我が国の博物館の発達について、以下の4つの語句をすべて使って、200字以内で論じなさい（語句には下線を引くこと）。（20点）

<語句>

教育基本法

博物館法

公立博物館の設置及び運営に関する基準

高度経済成長

4. 公立博物館の運営費の多くが税金で賄われている。そのため、来館者だけでなく、地域社会や来館しない住民にとって、博物館はどのような便益があるかをわかりやすく説明することは重要である。例えば、美術館では、来館者だけでなく、将来の世代にとって文化・芸術を遺産として残していく際の生じる価値があるとされている。

この例のほかに、博物館が持つ地域社会や来館しない地域住民にとっての便益の例を2つ挙げ、それぞれ100字以内で説明しなさい。（各10点）

5. ICOM（国際博物館会議）の正式名称を英語で記し、その内容について200字以内で説明しなさい。（名称は5点、内容は15点）